

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 35 号

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則（平成 15 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>( 諸書類の様式 )</p> <p><u>第 15 条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>( 委任 )</p> <p><u>第 16 条</u> &lt;省略&gt;</p>	<p><u>( 損害賠償の義務 )</u></p> <p><u>第 15 条</u> <u>入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないときは、この限りでない。</u></p> <p>( 諸書類の様式 )</p> <p><u>第 16 条</u> &lt;省略&gt;</p> <p>( 委任 )</p> <p><u>第 17 条</u> &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。